



とどけで しょうめい 届出と証明

あたら じゅうしょ し
新しい住所を知らせるとき



にほん げつ なが す がいこくじん しやくしょ じゅうみんとうろく
日本に3か月より長く住む外国人は市役所で※住民登録をしなければなりません。



じゅうしょ なまえ たんじょうび せいべつ おとこ おんな
※住所、名前、誕生日、性別（男か女か）、

こくせき くに ひと か だ
国籍（どこの国の人か）などを書いて出します。

じゅうみんとうろく しやくしょ じゅうみんひょう つく
住民登録をすると、市役所はあなたの※住民票を作ります。



じぶん かぞく す しょうめい
※自分や家族が住んでいることを証明できます。

じゅうみんひょう まい えん
※住民票は1枚300円です。

①～④の人は市役所へ来てください。

あたら じゅうしょ し しょるい だ
あなたの新しい住所を知らせる書類を出さなければなりません。

ざいりゅう 在留カード、マイナンバーカード、パスポートを持ってきてください。



① 外国から岡山市に来て、3か月より長く住む人

入国届

※研修、技術、文化活動、留学、就労、配偶者ビザの人など

- ・岡山市に来た日から14日までに出します。
- ・来た人全員の在留カードとパスポートを持っていきます。
- ・日本人ではない家族と住む人は、家族の関係がわかる書類も必要です。
- ・家族の関係がわかる書類は日本語に直した書類（翻訳）も必要です。



② 引っ越しをして、岡山市ではないところに住む人

転出届

- ・引っ越しをする日の1か月前から引っ越しをする日までに、今まで住んでいた住所の市役所に出します。
- ・引っ越しをする人全員の在留カードとマイナンバーカードを持っていきます。



転入届

- ・引っ越しをしてから、新しい住所の市役所に出します。
- ・引っ越しをする人全員の在留カードとマイナンバーカードを持っていきます。

③ 岡山市の中で引っ越しをした人

転居届

- ・引っ越しをした日から14日までに出します。
- ・引っ越しをした人全員の在留カードとマイナンバーカードを持っていきます。



④ 日本を出る人

転出届

- ・引っ越しをする日の1か月前から引っ越しをする日までに、今まで住んでいた住所の市役所に出します。
- ・引っ越しをする人全員の在留カードとマイナンバーカードを持っていきます。



あたら じゅうしょ し 新しい住所を知らせないとき

1. ビザの更新ができません。長いビザをもらうこともできません。
2. 罰金というお金を払わなければなりません。



いっしょ せいかつ ひと か 一緒に生活する人が変わったときやビザの種類が変わったとき



- ⑤⑥の人も市役所へ来てください。

⑤ 一緒に生活する人が変わったとき

- ・結婚、離婚、死亡などで一緒に生活する人が変わったときも市役所に知らせます。
- ・変わった日から14日までに出します。
- ・全員の在留カードとマイナンバーカードを持っていきます。
- ・家族の関係がわかる書類も必要です。
- ・家族の関係がわかる書類は日本語に直した書類（翻訳）も必要です。



⑥ ビザの種類が変わったとき

- ・ビザの種類が変わったときも市役所に知らせます。
- ・新しいビザに変わった日から14日までに出します。
- ・在留カードとマイナンバーカードを持っていきます。



じついん いんかんとうろくしょう いんかんとうろくしょうめいしょ 実印・印鑑登録証・印鑑登録証明書

- ・日本では、家を買ったり、売ったりするとても大切なときに、サインではなく①実印（じついん）というはんこ（印鑑）をよく使います。実印が必要な人は市役所にはんこ（印鑑）を持っていって登録をします。登録したはんこ（印鑑）が実印です。
- ・登録が終わったら、②印鑑登録証（いんかんとうろくしょう）をもらいます。
- ・大切な契約で実印を使うときに、③印鑑登録証明書（いんかんとうろくしょうめいしょ）も必要です。実印が本物かどうかチェックするためです。
- ・③印鑑登録証明書（いんかんとうろくしょうめいしょ）は市役所に②印鑑登録証（いんかんとうろくしょう）を持っていってもらいます。1枚300円です。

